

令和5年7月1日

データ提供機関各位

国立科学博物館 標本資料センター

神保 宇嗣

データ利用条件設定へのご協力をお願い

平素は S-Net/GBIF 事業へのご協力ありがとうございます。貴機関より提供されたデータは S-Net のサイトを通じて国内で公開・利用されると同時に、GBIF に提供され国際的にも公開・利用されています。これらのデータは、いずれもインターネットを通じて利用されることを前提に公開されています。S-Net では、データ利用規程を定めておりますが、S-Net 全体の総論的なことのみで、データセット（各機関から提供される標本・観察情報のコレクション）ごとの利用条件については、それぞれの機関に設定していただくことにしております。現在、S-Net および GBIF では、データの利用を促進するために、その利用条件として、国際的によく使われているクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下、CC ライセンス）に従い、CC0、CC BY、CC BY-NC の3種類から選んでいただいております（別紙にて詳しく説明します）。データを提供いただく際には、CC ライセンスに基づく利用条件が設定されていることが条件となります。そこで、データの提供機関におかれましては、【様式8】データ利用権回答書にて利用条件を設定いただき、ご返答いただきたく存じます。これは、データの利用条件を明確にすることで、気持ちよくデータを提供・利用するためのものとご理解ください。

CC ライセンスの利用は国内外で一般化しつつありますが、まだ馴染みがない方も多いものと思います。そこで、別紙において、GBIF からの要請の背景と CC ライセンスについて解説しますので、ご理解の上、以下にご協力をお願いします。

**お願いしたいこと：【様式8】データ利用権回答書により、データセットごとに、データの利用条件をご設定いただき、以下までご返送ください。なお、GBIF ならびに私たち S-Net からのおすすめは、CC BY です。**

**返送先：**

〒305-0005 茨城県つくば市天久保 4-1-1  
国立科学博物館 標本資料センター  
神保 宇嗣

**問い合わせ先：**

〒305-0005 茨城県つくば市天久保 4-1-1 国立科学博物館 標本資料センター 神保 宇嗣  
TEL : 029-853-8277 / 8278 FAX : 029-853-8401 Email : s-net\_info(at)kahaku.go.jp

※(at)こちらを@に変更してください

大変お手数をお掛けしまして、申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

## 【参考資料 A-2】

### 【別紙】

#### ■CC ライセンスとは

著作物には基本的に著作権が発生し、それを保護するため法律（著作権法など）によって、勝手な利用や改変が制限されます。しかし、著作物の中には最初から利用してほしいために公開するものもあるため、事前に「このような改変はいいよ」「利用に許可は必要ないよ」といった意思を宣言できれば、利用する側も安心して利用できます。このようなことを普及するため、クリエイティブ・コモンズという団体（国際的非営利組織）が活動しており、著作権を持つ方が利用の意思表示を行う方法として、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）というルールを提供しています。

CC ライセンスでは、利用条件を表1のように整理しています。

表1

表示	意味
BY	出典を表示してください
NC	商用を目的とした利用を禁止します
SA	再利用の際には、同じ CC ライセンス条件を継承してください
ND	内容の改変を禁止します

CC ライセンスは、上記の要素の組み合わせによって定義されており、以下の6つがあります：CC BY、CC BY-SA、CC BY-ND、CC BY-NC、CC BY-NC-SA、CC BY-NC-ND。CC BY ならば、「著作物を利用する際には、出典を表示してください」、CC BY-NC ならば「著作物を利用する場合には、出典を表示してください。商用を目的とした利用は禁止です」という意味になります。

CC ライセンスに関係した概念として、パブリック・ドメインと、CC0 があります。パブリック・ドメインは、著作物に著作権などが発生していないか消滅している状態を指します。たとえば、著作権の保護期間が過ぎた著作物は、著作権が消滅しておりパブリック・ドメインになります。CC0 は、著作物に対して、出典の表示も含めあらゆる制限無しでの利用を意思表示する方法で、宣言された著作物は、パブリック・ドメインとして提供されることになります。

CC ライセンスのような表示によって、提供者だけでなく、利用者にとってもどのようなことが許されるのかを明確に知らせることができます。また、CC ライセンスの利用許諾条項は、法律の専門家によって書かれており、トラブル等にも対応できます。お互いに安心してデータを提供・利用できるため、新しい時代の知的マナーの一つとも考えられます。そのような状況の中、CC ライセンスは、著作物利用に関する世界中で標準的なライセンスの一つとして認知されています。

生物多様性データ自体は、著作物ではない（事実データ）ので、基本的に著作権は発生しませんが、データベースとすることで著作権が認められる場合もあり、利用規程を定めることで利用の条件を設定することが一般的です。しかし、たくさんのデータベースの情報を利用する際に、利用規程がそれぞれのデータベースで異なっていると、利用者がやらないといけない要件の確認や利用許諾手続きなどの作業が膨大になってしまい、利用者が意図せず利用規程を外れた使い方

## 【参考資料 A-2】

をしてしまったり、利用を諦めてしまったりするおそれがあります。また、利用規程が不明確なため、せっかく公開しても利用できないデータもあります。CC ライセンスという同一かつ広く認知されたライセンスを与えることによって、利用条件の確認が簡単になり、許諾手続きも不要となります。これによって、利用条件に従ったデータの利用を促進することができます（なお、GBIF では、どのようにデータが利用されたのかを調べるための仕組みもあわせて作っていますが、詳細はここでは省略させていただきます）。

そこで、GBIF では、生物多様性に関わる情報の利用方法を検討し、上記のライセンスのうち、CC0（データは制限なく利用できる）、CC BY（データの出典を表示する）、CC BY-NC（データの出典を表示し、商用目的利用は禁止）の3種類から選定していただくことを想定しています。

なお、CC ライセンスについては、以下のサイトも参考になります。

クリエイティブ・コモンズ・ジャパン（日本で CC ライセンスの普及を行う団体）

<https://creativecommons.jp/>

CC ライセンスの解説

<https://creativecommons.jp/licenses/>

CC0 の要旨（専門的なライセンス本文を一般向けにわかりやすくまとめた文書）

<https://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/deed.ja>

CC BY の要旨

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

CC BY-NC の要旨

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc/4.0/deed.ja>